

監 査 報 告 書

私たち監事は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年度（平成31年度）の理事の職務の執行について、令和2年5月19日に監査を行いました。
その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

3. 附記事項

非正規職員から正職員への転換や増員による体制強化等により、介護保険事業や障害者福祉事業に積極的に取り組まれた結果、着実に事業収益は増加し、経営面からみれば比較的安定しているものと認められます。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、3月以降の実績は急減していることから明らかなように、想定外のことがあれば経営に大きな影響が生じ、社協事業全般の安定した継続が困難になることも考えられます。

このような「有事」の時にあっても、社協は町民の期待に応える使命があり、そのためにもできるだけの備えが必要です。

このため、より一層の安定した経営を維持していただくため、事業継続積立金等の必要な積立金の計上を検討してください。

令和2年6月10日

社会福祉法人 大山崎町社会福祉協議会
会長 荻野和雄様

監事

坂之上 隆


監事

能塚隆裕
